11.8.12
166 号

大正五年八月分　　大阪府

岸和田紡績株式会社工場職工ノ動揺

二関スル件

府下泉南郡岸和田町所在紡績会社職工一、五四九名中
精紡部ニ属スル職工ハ這般会社紡績天満工場ニ於テ労
働争議ニ刺戟サレ本月一日約二千名ハ突然結果 木村室
長外二名ノ表者ニ七日左記要求書ヲ提出シ
一、男女工現在日給ヲ三割ヲ増給セラルヽ
二、現在ノ飯料ヲ廃止シ賃金ヲ増セラルヽ
三、男工職工食費一食ノ十四銭ヲ工務課会様十五銭ヲ増セラルヽ

内務省

財団法人 協調会

法人 協調会大阪支所